

429の2 自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い

事務手順	取扱要領
<p>①裁(認)定機関への連絡</p>	<p>○ 自店備付けの記名国債証券印鑑票（慰労金国庫債券、特別葬祭給付金国庫債券もしくは引揚者特別交付金国庫債券にかかるものを除く。以下429の2において同じ。）もしくは氏名等届出書の記載事項に誤りがあることが判明した場合または記名者から自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがある旨の申出を受けた場合において、誤りのある文字が裁（認）定時に印鑑票または氏名等届出書（更新分を除く。）に記載されたものであるときは、適宜の方法により裁（認）定機関に連絡する。</p> <p style="margin-left: 2em;">* 誤りのある文字が裁（認）定時より後の処理により印鑑票もしくは氏名等届出書に記載されたものであるときまたは慰労金国庫債券、特別葬祭給付金国庫債券もしくは引揚者特別交付金国庫債券にかかる印鑑票の記載事項に誤りがあることが判明したときは、業務局営業・国債業務企画グループに連絡のうえ、その指示により取扱う。</p> <p style="margin-left: 2em;">* 該当する裁（認）定機関は、印鑑票または氏名等届出書に表示されている裁（認）定通知書の記号により確認する。当該記号が表示されていない場合には、業務局国債証券業務グループに裁（認）定通知書の記号等を確認する。</p> <p style="margin-left: 4em;">⇒ 裁（認）定通知書の記号については、311参照</p> <p style="margin-left: 4em;">⇒ 裁（認）定通知書の記号に応じた裁（認）定機関の連絡先については、「各都道府県援護主管課名称等一覧」（日本銀行ホームページ掲載）参照</p> <p>● 印鑑票または氏名等届出書の文字が本人確認書類等と不一致である場合であっても、字体等の相違による不一致であって同一の文字とみなすことができるときは、上記の</p>

連絡は行わず、一致しているものとして取扱う。

⇒ 同一の文字とみなすことができるか否かの基準は、「記名国債証券等に記載の文字の照合時に同一の文字とみなすことができる文字の判断基準」（日本銀行ホームページ掲載）参照

* 字体等を変更したい旨の申出を受けたときは、字体等訂正による記名変更の手続を行う。

⇒ 4 2 2 参照・記名変更の請求

②裁（認）定機関・ 交付取扱店から の訂正依頼

○ 自店備付けの印鑑票または氏名等届出書の記載事項について、裁（認）定機関から訂正依頼書の送付を受けた場合または交付取扱店から訂正通知の送付を受けた場合には、これらにより当該印鑑票または氏名等届出書の記載事項を訂正する。

* 印鑑票または氏名等届出書のみには誤りがあるときは、裁（認）定機関から訂正依頼書の送付を受ける。

* 証券にも誤りがあるときは、交付取扱店から訂正通知の送付を受ける。

⇒ 自店が交付取扱店であるときの訂正通知書による訂正、支払場所に対する訂正通知等の取扱いは、3 2 3 - 2 参照

訂正依頼書・訂正
通知例示参照

印鑑票・氏名等届出書
の訂正の記載例参照

○ 交付取扱店から証券の記載事項の訂正を要する旨の訂正通知を受けた場合には、証券を交付取扱店に提出して当該訂正を受けるよう記名者に適宜の方法により連絡する。

* 証券のみに誤りがあるときも、交付取扱店から当該通知の送付を受ける。

○ 訂正依頼書または訂正通知は、自店に保管（保管期間1年）する。

訂正依頼書・訂正通知の例示

裁定機関からの訂正依頼書

発かん番号 15
令和 3 年 11 月 18 日

日本銀行〇〇代理店 殿

〇〇都道府県知事 印

印鑑等届出書または氏名等届出書記載事項の一部訂正について（依頼）

標記のことについて、下記のとおり誤りがあったので訂正されたく依頼します。

裁定通知書 記号番号	国債名称	記号	額面金額	記名者氏名	訂正事項	
					正	誤
〇傷M裁定 000025	第二十九回特別 給付金国庫債券	い	25万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一朗

● 自店保管(保管期間1年)

交付取扱店からの訂正通知

書式№215 (A)
(日付) 3年11月18日

印鑑票・氏名等届出書・記名国債証券の記載事項訂正について

日本銀行〇〇代理店 御中 日本銀行〇〇支店

(注)
 貴^(注)所^(店)を償還金支払場所とする記名国債証券の印鑑票または氏名等届出書について、下記のとおり誤りがある旨通知がありましたから、貴^(注)所^(店)備付けの該当の印鑑票または氏名等届出書の訂正方よろしく願います。また、記名国債証券については、すでに交付済のためまだ訂正してありませんが、正当なものとして、償還金をお支払い下さるよう願います。

なお、記名者に対しては、記名国債証券を当店へ提出して訂正を受けるようご連絡願います。

裁定通知書 記号番号	国債名称	記号	額面金額	記名者氏名	訂正事項	
					正	誤
〇傷M裁定 000025	第二十九回特別 給付金国庫債券	い	25万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一朗

(注) 該当するものに丸を付す。

以 上

● 自店保管(保管期間1年)

印鑑票・氏名等届出書の訂正の記載例

- 印鑑票・氏名等届出書の訂正方法は、印鑑票・氏名等届出書の書換えの取扱いと異なるので注意すること。

⇒ 413参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え（支払場所の改称による書換えを含む。）

印 鑑 票

証券の交付年月日等 証券令 3.11.2 交付和		第二十二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書	
償還金支払場所 ※ 日本銀行〇〇代理店	住所 3.11.24 訂正 日本銀行〇〇代理店 〇〇県△△市2-2-2 〇〇県〇〇市1-1-1	氏名 ※ 甲野一郎	印鑑 ※ (甲野)

2条の線を引き、余白に正当事項を記載したうえ、「〇年〇月〇日訂正日本銀行〇〇代理店」と表示する。

氏名等届出書

証券の交付年月日等 証券令 3.11.2 交付和		第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書	裁定通知書の記号及び番号 〇傷M裁定000025
償還金支払場所 ※ (△△ 都道府県) 日本銀行〇〇代理店	記名者住所 ※ 〇〇市〇〇町2-2-2	記名者氏名 ※ 3.11.24 訂正 日本銀行〇〇代理店 甲野一郎 甲野一郎	

2条の線を引き、余白に正当事項を記載したうえ、「〇年〇月〇日訂正日本銀行〇〇代理店」と表示する。

氏名を訂正するときは、誤りの部分が一部でも氏名全部を訂正する。